

# 城山小学校

# いじめ防止基本方針



令和7年4月

員弁郡東員町立城山小学校

## はじめに(三重県いじめ防止基本方針より)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではない。

いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであること、まだれもが被害者にも加害者にもなりうることであることを十分に認識する必要がある。

いじめをうまないためには、社会全体で児童一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童生徒に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要である。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童の豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性を育むことにより、児童の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要である。

いじめの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見、早期対策が重要であり、そのためには、学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処することが大切である。

そこで、城山小学校では、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条に基づく国の「いじめの防止等のための基本方針」、県の「三重県いじめ防止条例」「三重県いじめ防止基本方針」、「東員町子どもの権利条例」をふまえて、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処の方策を総合的かつ効果的に推進するために、「城山小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 第1章 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

### (1)いじめに対する本校の基本的な考え方

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、個々の教職員が一人で抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが求められる。また、家庭・関係機関・地域の力も積極的に取り入れ、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という意識をもって、地域社会全体でいじめの防止に全力で取り組む必要がある。

いじめは、全ての児童に関する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われることのないようにしなければならない。

また、児童には、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら見て見ぬふりをしないように、そしていじめが児童の心身に深刻な影響を与える許されない行為ということを、十分に理解させなければならない。

加えて、いじめの問題は、いじめを受けた児童の生命・心身を守ることが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を解決することを目指して行わなければならない。

### (2)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。また、「いじめ」が「心身の苦痛を感じているもの」だけに限定して考えることがないように、当該児童の表情や様子を細かく観察するなどして確認する必要がある。けんかやふざけ合いであっても、背景事情を調査し、児童の感じる被害性に着目して判断する。

### (3)いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

#### (4)いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害や加害も経験する。それらが、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

#### (5)いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ・いじめに係る行為の解消

被害者に対する行為が止んでいる状態が、相応の期間(すくなくとも3ヶ月)継続していること。

- ・被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

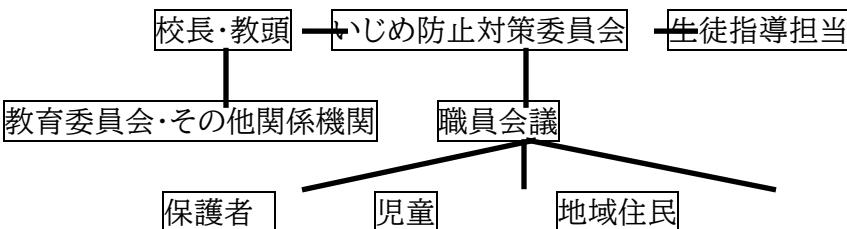
## 第2章 いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1)いじめ防止対策委員会について

#### ○構成員

校長、教頭、生徒指導担当、人権教育担当、道徳教育推進教師、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、関係する担任

#### ○構成



#### ○その役割

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ調査やQU検査などで情報を収集し事実確認を迅速にすすめる。
- ・いじめの事実を詳しく正確に調査し、情報を集約整理して、児童及び保護者、教育委員会に報告する。
- ・解決を図るために、児童に対する指導や保護者との連携を進める。また、教育委員会に

- 継続的に報告とともに、指導・助言を受ける。
- ・いじめ問題などの関する指導記録を保存し、児童の進学・進級、退学にあたって、適切に引き継ぐ。
  - ・学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携する。  
(PTA、学校づくり協力者会議、保育園、幼稚園、小学校、中学校、主任児童委員、民生委員、児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等)

## (2) 東員町の組織について

### ○東員町いじめ問題対策連絡協議会

東員町教育委員会は実情に応じ、法に基づき、設置する。協議会に専門的な知識を及び経験を有する第三者等の参加を図る。

### ○東員町いじめ問題調査委員会

法に基づき、教育委員会の付属機関として設置する。重大事態に対し、適切に対処し、かつ、事実関係を明確にするための調査結果をいじめを受けた子ども及びその保護者に提供する。

### ○東員町いじめ問題調査結果審議委員会

法に基づき、町長はいじめを受けた子ども及びその保護者からの救済の申し立てを適切かつ速やかに処理するため、必要があると認めるときに設置する。委員は法令、医療、心理、福祉、子どもの人権、教育等に関する知識や経験のあるもののうちから町長が任命し、または委嘱する。

なお、連絡協議会・調査委員会に関し必要な事項は教育委員会が別に定め、審議委員会は町長が別に定める。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策と具体的な取り組み

### (1) 学校が実施すべき施策

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価項目に位置づけ、達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・学校基本方針について、各学校のホームページの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者等に説明する。(4月学校説明会で実施)
- ・いじめの防止等のための具体的な指導内容のプログラム化を、人権教育や集団づくりの取り組みを生かしながら図る。
- ・児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

### (2) いじめの未然防止のための具体的な取り組み

#### ○確かな学力の育成

- ・「みんなが主役の授業」の研修を通じて学習集団を育て、「主体的・対話的深い学び」を意識した「わかる授業」を行い、学習意欲を高める。
- ・教職員一人2回以上の提案授業を行い、指導力の向上や、全職員で児童を見る機会をつくる。

#### ○豊かな心と健やかな体の育成

- ・学校全体で、全体指導計画のもと、道徳教育及び人権教育を推進する。
- ・「特別の教科 道徳」の授業を計画的に実施し、「自己理解」「他者理解・自己との関わり・価値理解」が深まる授業を工夫する。
- ・いじめを許さず、人権を大切にする心情及び実践力を育てる。  
(発達段階に応じたいじめ防止の指導を行う。)
- ・仲間づくりの段階を3段階以上めざす。(子どもの暮らし、学級の問題が子どもの声として出てくる段階)
- ・全校児童の自治的活動を充実させるために、児童会役員会・学級委員会・各委員会・異年齢集団活動を実施する。
- ・縦割り班遊び、通学班遊びを実施し、遊びを通して関係づくりに努める。
- ・掲示「いいところみつけ」の継続とよびかけ
- ・ソーシャルスキルの向上を目指し、SSTを週1回実施。
- ・挨拶の推進(学校・児童会・PTA)
- ・QU調査を全学年で実施し、全職員による児童指導に活かす。(QU研修会の実施)
- ・東員町「いじめ根絶宣言」で、いじめについて児童・教職員・保護者が改めて考える機会をつくり、いじめ根絶に向けて、児童一人ひとりに宣言をさせる。
- ・基本的生活習慣の取り組みで、規則正しい生活習慣を育てる。
- ・朝読書やふれあい読書、図書室の利用の活動を通じて、読書好きの児童を育てる。
- ・文化活動・宿泊体験活動の実施
- ・認知症キッズセンター養成講座の実施
- ・16年一貫教育プランの実践で、保護者と共に3感「基本的信頼感」「自己肯定感」「自己有能感」の意義を理解し、連携しながら共に取り組んでいく。また、「東員なわとび検定」「東員学び検定」「読書登山」「ぼくの夢わたしの未来」の取り組みを進めていく。
- ・4～6年でネット啓発講座を行い、情報モラルについて学習するとともに、インターネットを通じていじめが行われないように指導する。

#### ○信頼される学校教育の推進

- ・学校だより・学級通信などを通じて、学校からの情報提供に努め、保護者との協働を進める。
- ・保護者・児童アンケートの実施と結果の公表
- ・学校安全ボランティアの協力による下校時の見守り活動の実施。

(2)いじめの早期発見のための具体的な取り組み

- 見えにくいいじめを察知するために
- ・全ての大人が連携して、児童のささいな変化に気付く力を高め、職員間で情報を共有し、大勢の目で児童を見守る。
  - ・大人の目の付きにくい時間や場所で行われることや、遊びやふざけあいを装って行われることがあるので、注意する。
  - ・いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
  - ・定期的ないじめアンケートの実施・教育相談の充実をし、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
  - ・地域・家庭と連携して児童を見守る。
  - ・いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
  - ・休み時間、放課後の様子や、個人ノートや日記等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
  - ・スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実
  - ・学校における児童の情報モラル教育を推進し、児童のネット上のトラブルの早期発見を図る。
  - ・教師は「秘密は守る」「話しやすい」「全力で守る」の3原則をもって対応する。

### (3)いじめの早期対策に向けての取り組み

- ・直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切な指導をするなど組織的な対応を行う。
- ・家庭・教育委員会等への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ・学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ・当該児童への心のケア及び学校への支援や助言を行うため、必要に応じてスクールカウンセラーの派遣要請を出す。
- ・ネットパトロールにより、問題のある書き込みがあれば、委託業者と連携して削除依頼を出す。
- ・必要に応じて警察等関係機関との連携を図り、問題解決に努める。

## 第4章 重大事態への対処

### (1)重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条)

下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施する。また、当該児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に

提供する。

○いじめにより当校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合 等を想定している。

○いじめにより当校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## (2)重大事態への対処(いじめ防止対策推進法第28条)

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教員で抱え込みます「いじめ防止対策委員会」を中心として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ②被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。
- ③これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して取り組む。
- ④「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められた場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導や支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察と相談して対応する。
- ⑤東員町教育委員会との十分な協議のうえ、児童生徒等に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する等、重大事態の場合は、被害者・加害者共に社会人として健全な育成をはかることができるよう配慮・対処を行う。

追加 学校いじめ防止基本方針の更新、見直し

本基本方針は、国や県、町からの指導や情報提供、他校との実践交流、自らの点検・評価などにより、継続的に見直しを図り、年度毎に更新していくものとする。

## いじめが起こった場合のフロー図

